

第四節 市財政の構造とその変化

1 市財政総収入の変化の概要

「普通経済」と「特別経済」に分れていた。神戸市の財政は「普通経済」（一般会計。単に「市費」と称される）と「特別経済」（特別会計）に分れていた。水道拡張費が設定されていた。その後、大正六（一九一七）年の電気事業市営化により同年度から電気事業費と電気事業用品資金が、大正九年の須磨町編入にともない大正十（一九二一）年度に須磨水道費が、昭和二（一九二七）年度からは基本財産および積立金が、同四年度からは市民病院費

(決算) (単位: 万円)

15	昭和 2	3	4	5
2,554	3,144	2,574	2,734	2,293
3,696	3,074	3,067	3,823	4,173
401	778	673	674	571
2,751	1,883	1,996	2,424	2,369
544	394	379	421	726
—	19	19	304	507
6,250	6,218	5,641	6,557	6,466

15	昭和 2	3	4	5
40.9	50.6	45.6	41.7	35.5
59.1	49.4	54.4	58.3	64.5
6.4	12.5	11.9	10.3	8.8
44.0	30.3	35.4	37.0	36.6
8.7	6.3	6.7	6.4	11.2
—	0.3	0.3	4.6	7.9
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第四節 市財政の構造とその変化

表 151 市財政事業別収入

項目	年度										
	大正 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
市費(含区)収入	317	521	1,029	1,605	2,273	2,379	2,248	1,870	1,697	2,920	
市営事業収入	582	3,155	1,337	1,226	2,799	2,725	2,272	2,513	2,618	3,942	
内訳	水道	582	467	382	293	369	308	441	443	358	399
	電気事業	—	2,688	955	923	1,878	1,849	1,511	1,705	1,735	2,154
	都市計画	—	—	—	10	552	568	322	366	525	1,389
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	899	3,676	2,366	2,831	5,072	5,104	4,520	4,383	4,315	6,862	

同上百分比(%)

項目	年度										
	大正 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
市費(含区)収入	35.3	14.2	43.5	56.7	44.8	46.6	49.7	42.7	39.3	42.6	
市営事業収入	64.7	85.8	56.5	43.3	55.2	53.4	50.3	57.3	60.7	57.4	
内訳	水道	64.7	12.7	16.1	10.3	7.3	6.0	9.8	10.1	8.3	5.8
	電気事業	—	73.1	40.4	32.6	37.0	36.2	33.4	38.9	40.2	31.4
	都市計画	—	—	—	0.4	10.9	11.2	7.3	8.3	12.2	20.2
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(注) 単位未満は四捨五入したので、合計があわない場合もある。

資料: 『神戸市統計書』

と中央卸売市場費が「特別経済」として設定されたのである。

財政収支の概要
さて、市財政総収入をみると(表152)、電気事

業市営開始前の大正五年度には八九万円であったものが、昭和四年度には六五五七万円へと実に七・三倍にも膨張し、財政規模は東京・大阪に次いで全国第三位となった。このように第一次世界大戦中から昭和初期にかけて財政規模は急膨張した。そして特に注目されるのは「特別経済」Ⅱ市営事業収入が大きな比重を占めるにいたったことで、大正九、昭和四年度には総収入の五五、六〇%を占めたのである。

これを収入内容別にみると(表152)、

(決算)

(単位: 万円)

14	15	昭和 2	3	4	5
1,020	1,148	919	991	1,209	1,182
807	844	739	783	926	872
92	169	133	182	213	263
121	135	47	26	70	47
1,538	1,547	1,730	1,841	2,044	1,999
158	173	194	195	189	195
188	197	191	219	225	230
1,192	1,177	1,345	1,427	1,609	1,554
—	—	—	—	20	20
2,913	2,010	1,972	906	1,469	910
824	820	829	1,169	816	1,407
76	102	90	91	92	105
6,862	6,250	6,218	5,641	6,557	6,466

14	15	昭和 2	3	4	5
14.9	18.4	14.8	17.6	18.4	18.3
11.8	13.5	11.9	13.9	14.1	13.5
1.3	2.7	2.1	3.2	3.2	4.1
1.8	2.2	0.8	0.5	1.1	0.7
22.4	24.8	27.7	32.6	31.2	30.9
2.3	2.8	3.0	3.5	2.9	3.0
2.7	3.2	3.1	3.9	3.4	3.6
17.4	18.8	21.6	25.2	24.5	24.0
—	—	—	—	0.3	0.3
42.5	32.2	31.7	16.1	22.4	14.1
12.0	13.1	13.3	20.7	12.4	21.8
1.1	1.6	1.4	1.6	1.4	1.6
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

報償金を含む。

大正五年度と昭和四年度を比較した場合、次のようなことが言える。税収入は金額において約七倍となったが、使用料収入は二・二倍となっており、比率では税収入が一・八%台とほぼ変わらないのに対し、使用料収入は一〇%から三〇%へと増大した。さらに第一次世界大戦前の市財政収入(表153)と比較してみると(表154)、明治四十(一九〇七)〜大正三(一九一四)年度平均に比し、大正八〜昭和四年度平均では、税収入比率が二六・五%から一六・六%と後退しているのに対し、使用料収入比率は一〇・八%から二七・五%へと二・五倍も増大している。このことを税収入と使用料収入の単純比較からみるとより明瞭になる。明治四十〜大正三年度平均の税収入対使用料収入比は七・一対二・九であったものが、大正八〜昭和四年度平均では三八・六対二となり、しかも大正八年度(四三・五七)から年を追って使用料収入比は増大傾向にあったのである。

第四節 市財政の構造とその変化

表 152 市財政収入の構成

項目 \ 年度	大正 5	6	7	8	9	10	11	12	13
税(区税を含まず)	167	266	534	611	859	943	880	854	1,029
内									
{ 当年度	137	195	336	379	538	622	638	613	837
{ 過年度	30	71	198	232	266	268	186	193	99
{ 都市計画*	—	—	—	—	55	53	56	48	93
使用料・手数料	91	366	594	808	1,097	1,224	1,251	1,323	1,457
内									
{ 市費**	18	32	18	50	86	108	117	116	148
{ 水道	73	83	99	121	131	136	159	177	181
{ 電気事業	—	251	477	637	880	980	975	1,030	1,128
{ その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公債(含借入金)	204	2,448	471	501	1,631	1,179	643	687	175
繰越金	257	264	375	515	918	1,137	1,256	980	1,122
国・県補助金	24	28	36	64	71	71	71	101	50
その他合計	899	3,676	2,366	2,831	5,072	5,104	4,520	4,383	4,315

同上百分比(%)

項目 \ 年度	大正 5	6	7	8	9	10	11	12	13
税(区税を含まず)	18.6	7.2	22.6	21.6	16.9	18.5	19.5	19.5	23.8
内									
{ 当年度	15.3	5.3	14.2	13.4	10.6	12.2	14.1	14.0	19.4
{ 過年度	3.3	1.9	8.4	8.2	5.2	5.3	4.1	4.4	2.3
{ 都市計画*	—	—	—	—	1.1	1.0	1.3	1.1	2.1
使用料・手数料	10.1	10.0	25.1	28.5	21.6	24.0	27.7	30.2	33.8
内									
{ 市費**	2.0	0.9	0.8	1.8	1.7	2.1	2.6	2.6	3.4
{ 水道	8.1	2.3	4.2	4.2	2.6	2.7	3.5	4.0	4.2
{ 電気事業	—	6.8	20.1	22.5	17.3	19.2	21.6	23.6	26.2
{ その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公債(含借入金)	22.7	66.6	19.9	17.7	32.2	23.1	14.2	15.7	4.1
繰越金	28.6	7.2	15.8	18.2	18.1	22.3	27.8	22.4	26.0
国・県補助金	2.7	0.8	1.5	2.3	1.3	1.4	1.6	2.3	1.2
その他合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 単位未満は四捨五入したので、合計があわない場合もある。 *受益者負担を含む。**:築港収入・資料:『神戸市統計書』

表 153 市財政収入の構成(決算)

(単位: 万円)

項目	年度	明治40	41	42	43	44	大正1	2	3
	税 (含区費)		97	112	117	120	126	133	137
内訳	当年度							127	140
	過年度							10	14
使用料・手数料		35	37	39	44	44	56	71	79
内訳	市費	3	3	4	6	8	8	6	10
	水道	32	34	35	38	36	48	65	69
公債(含借入金)		126	128	272	302	45	62	163	192
繰越金		41	40	43	46	73	39	40	28
国・県補助金		8	13	11	13	6	10	16	25
その他共合計		379	380	542	599	354	354	510	640

(注) 単位未満は四捨五入したので合計があわない場合もある。

表 154 市財政収入の構成百分比の比較

(単位: %)

項目	期間	明治40~大正 3年の平均	大正8年~昭 和4年の平均
	税		26.5
使用料・手数料		10.8	27.5
内訳	市費	1.3	2.6
	水道	9.5	3.3
	電気事業	—	21.6
公債(含借入金)		32.5	24.3
繰越金		9.3	18.0
国・県補助金		2.7	1.5
その他共合計		100.0	100.0

次に注目すべきは公債収入比の大きさである。公債は第一次大戦前にも発行されたが、大正八、九、昭和四年度平均では総収入の約四分の一を公債に依存しているのである。そこで次に使用料収入の源泉である市営事業収入および公債のもつ意味を中心に市財政を検討しよう。

2 電気事業費と水道事業費

市営事業収入の主な源泉は、電気事業と水道事業であった。電気事業費は、大正六年に神戸電気株式会社

電気事業費

の事業を二二六二万円（軌道事業九二二万円、電気供給事業一二二六万円）で買収し

たことから始まった。電気事業収入（表155）をみると、まず買収年度を除き大正七年度から昭和四年度までに総収入は八八一万円から二三一四万円へと二・六倍に増大したが、使用料収入は四七七万円から一六〇九万円へと三・四倍になった。そして建設費累計に対する使用料収入比（表156）をみても、大正七年度の二〇・四％から昭和四年度の三〇・四％へと増大し、電気事業は一応順調に伸びていった。

この内訳をみると、電灯料は二一三万円から五二八万円へと二・五倍に、電力（動力用）料は一四四万円から四六一万円へと四倍に、電車賃は一五〇万円から五九三万円へと四倍になっている。

こうしたわけで、電気事業収入は市財政最大の収入源となり、市費（一般会計）や都市計画事業費への財政補給（繰入金）を行うにいたるのである。

しかし詳細をみてみると電気事業経営も決して楽観を許されるものではなかった。その原因の一つは、事業拡大のために募集された公債の償還が年々増加してきたことにある。表155と表157から公債収入と公債費（公債元利償還費）を抽出して比較してみると（表158）、大正十三年度からは公債収支は一貫して赤字になっており、大正六〜十二年度の支出累計九三三二万円に対する公債費累計一六三五万円が一七・五％であったのに

(単位: 万円)

15	昭和2	3	4	5
1,277	1,345	1,427	1,609	1,537
462	483	518	528	532
299	306	341	461	438
16	19	23	27	30
501	536	545	593	536
—	—	—	—	17
919	—	—	320	196
364	348	369	289	450
2,639	1,778	1,891	2,314	2,274

48.4	75.6	75.5	69.5	67.6
17.5	27.2	27.4	22.8	23.4
11.3	17.2	18.0	19.9	19.3
0.6	1.1	1.2	1.2	1.3
19.0	30.2	28.8	25.6	23.6
—	—	—	—	0.7
34.8	—	—	13.8	8.6
13.8	19.6	19.5	12.5	19.8
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

我国大都市に於ける路面電車事業が既に行詰つて居ると云ふことは、夙に議論され来たことであるが、近年に至つては大都市の総てが程度の差こそあれ、年々歳々不振の途を辿りつゝあることは敢て統計に俟つまでもなく洵に顕著

した。

市電事業の困難化

今一つの原因は市電事業経営が、昭和初年から困難化の様相を呈してきたことにあった。神戸市電氣局長石田太郎「電氣事業経済に就いて」(『都市研究』昭和八年一月号)は次のように指摘

対し、大正十三(昭和四年度)のそれは一億二一七万円対三四八八万円、三四・一%にもなった。公債費が電

収入の比較

(単位: 万円)

13	14	15	昭和2	3	4	5
2,389	2,478	2,626	2,696	2,835	2,936	3,045
698	742	777	808	882	1,016	1,001
29.2	30.0	29.6	30.0	31.1	34.6	32.9
1,992	2,074	2,111	2,160	2,209	2,350	2,506
430	449	501	536	545	593	536
21.6	21.6	23.7	24.8	24.7	25.2	21.4
4,381	4,552	4,737	4,856	5,044	5,286	5,551
1,128	1,191	1,278	1,344	1,427	1,609	1,537
25.7	26.2	27.0	27.7	28.3	30.4	27.7

第四節 市財政の構造とその変化

表 155 電気事業費歳入(決算)

項目	年度									
	大正6	7	8	9	10	11	12	13	14	
使用料	251	477	637	880	980	975	1,030	1,128	1,191	
内訳	電灯	124	213	273	375	412	400	394	428	446
	電力	42	114	176	224	254	211	239	270	296
	電熱	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電車	85	150	187	281	314	364	397	430	449
乗合自動車収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
市債	2,330	367	156	758	230	80	351	—	550	
繰越金	—	21	21	95	453	266	144	414	236	
その他共合計	2,585	881	836	1,775	1,717	1,372	1,580	1,612	2,039	

同上百分比(%)

使用料	9.7	54.1	76.2	49.6	57.1	71.1	65.2	70.0	58.4	
内訳	電灯	4.8	24.2	32.7	21.1	24.0	29.2	25.0	26.5	21.9
	電力	1.6	12.9	21.1	12.6	14.8	15.4	15.1	16.8	14.5
	電熱	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電車	3.3	17.0	22.4	15.8	18.3	26.5	25.1	26.7	22.0
乗合自動車収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
市債	90.1	41.7	18.7	42.7	13.4	5.8	22.2	—	27.0	
繰越金	—	2.4	2.5	5.4	26.4	19.4	9.1	25.7	11.6	
その他共合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(注) 単位未満は四捨五入したので合計があわない場合もある。

資料: 『神戸市統計書』

表 156 電気事業建設費累計と使用料

項目	年度							
	大正6	7	8	9	10	11	12	
電気	建設費累計A	1,351	1,393	1,458	1,614	1,974	2,057	2,159
	使用料収入B	166	327	450	599	666	611	633
	$\frac{B}{A} \times 100$ %	12.3	23.5	30.9	37.1	33.7	29.8	29.3
電車	建設費累計A	912	941	958	1,291	1,595	1,767	1,871
	使用料収入B	85	150	187	281	314	364	397
	$\frac{B}{A} \times 100$ %	9.3	15.9	19.5	21.8	19.7	20.6	21.2
合計	建設費累計A	2,263	2,334	2,416	2,905	3,570	3,824	4,030
	使用料収入B	251	477	637	880	980	975	1,030
	$\frac{B}{A} \times 100$ %	11.9	20.4	26.4	30.3	27.5	25.5	25.6

(注) 単位未満は四捨五入したので合計が合わない場合もある。

資料: 神戸市電気局 『市営二十年史』, 『神戸市統計書』

歳出 (決算)

12	13	14	15	昭和 2	3	4	5
76	87	95	109	116	106	107	110
278	265	273	321	403	471	539	534
167	172	187	190	198	195	196	190
79	76	72	79	77	77	75	69
0	13	—	—	—	—	—	—
623	644	665	737	853	895	964	962
—	—	—	—	—	—	—	—
168	167	132	87	92	170	250	261
63	63	76	61	59	61	56	53
—	—	—	—	—	—	—	—
3	110	—	0	—	—	—	—
17	—	1	72	15	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	46
—	35	15	53	74	124	141	119
273	345	783	1,277	313	337	434	348
544	733	1,009	1,553	556	707	901	851
1,166	1,377	1,675	2,291	1,409	1,601	1,865	1,813
6.5	6.3	5.7	4.8	8.2	6.6	5.7	6.1
23.8	19.3	16.3	14.0	28.6	29.4	28.9	29.4
14.3	12.5	11.2	8.3	14.0	12.2	10.5	10.5
6.8	5.5	4.3	3.4	5.4	4.8	4.0	3.8
0.0	0.9	—	—	—	—	—	—
53.4	46.8	39.7	32.2	60.5	55.9	51.7	53.1
—	—	—	—	—	—	—	—
14.4	12.1	7.9	3.8	6.5	10.6	13.4	14.4
5.4	4.6	4.6	2.8	4.2	3.8	3.0	2.9
—	—	—	—	—	—	—	—
0.3	8.0	—	0.0	—	—	—	—
1.4	—	0.0	3.1	1.0	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	2.5
—	2.6	0.9	2.3	5.2	7.7	7.5	6.6
23.4	25.0	46.8	55.7	22.2	21.0	23.3	19.2
46.6	53.2	60.3	67.8	39.5	44.1	48.3	46.9
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

金会計へ繰入れ。* 3 都市計画事業費へ繰入れ。

な事実である。而して其の減収は何に依つて齎もたらされたかと云ふに、外来的原因としては財界の継続的不況と、自動車及高速度交通機関の進出であり、内在的のものとしては、均一料金制の欠陥、建設其の

第四節 市財政の構造と其の変化

表 157 電 気 事 業 費

項 目		年 度					
		大正 6	7	8	9	10	11
経常費(万円)	事務費	10	22	33	50	59	72
	発電・変電所費	—	256	351	343	232	292
	運輸費	—	41	68	98	119	149
	給電費	—	29	43	65	79	83
	市費への繰入費	0	0	0	0	0	0
その他共計		152	354	501	585	502	617
臨時費(万円)	買収費	2,135	—	—	—	—	—
	電気鉄道新設改良費*1	0	28	17	211	254	197
	電気供給設備費	—	—	—	55	56	59
	電力電灯設備費	128	45	72	9	6	—
	発電所拡張費	—	4	0	105	307	9
	受電設備費	—	—	—	—	—	17
	乗合自動車創設費	—	—	—	—	—	—
	繰入金 公債費	*266 81	— 428	— 150	*3122 231	*3107 220	*357 252
その他共計	2,412	509	240	736	949	611	
総計		2,564	860	741	1,322	1,451	1,228
経常費(%)	事務費	0.4	2.6	4.4	3.8	4.0	5.9
	発電・変電所費	—	29.7	47.3	26.0	16.0	23.8
	運輸費	—	4.7	9.2	7.4	8.2	12.2
	給電費	—	3.3	5.8	4.9	5.5	6.8
	市費への繰入費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他共計		5.9	41.1	67.6	44.3	34.6	50.2
臨時費(%)	買収費	83.3	—	—	—	—	—
	電気鉄道新設改良費*1	0.0	3.3	2.2	16.0	17.5	16.0
	電気供給設備費	—	—	—	4.1	3.9	4.8
	電力電灯設備費	5.0	5.3	9.7	0.7	0.4	—
	発電所拡張費	—	0.5	0.0	7.9	21.1	0.8
	受電設備費	—	—	—	—	—	1.4
	乗合自動車創設費	—	—	—	—	—	—
	繰入金 公債費	2.6 3.2	— 49.8	— 20.2	9.3 17.5	7.4 15.2	4.7 20.5
その他共計	94.1	58.9	32.4	55.7	65.4	49.8	
総計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1万円未満は四捨五入したので合計があわない場合もある。*1 車輛購入費を含む。*2 用品資
資料: 『神戸市統計書』

公債費支出

(単位: 万円)

13	14	15	昭和2	3	4	5
—	550	919	—	—	320	196
345	783	1,277	313	337	434	348
-345	-233	-358	-313	-337	-114	-152

他に要する資本の巨額なること及都市行政区域の拡張其の他に伴ふ路線の延長に因る経費の膨張等を挙げることが出来る。

従来、都市交通機関としては路面電車が独り王座を占有し、均一料金制の簡便単純さと其の特性とする所の大量輸送とを以て、年々増大し行く都市交通量を適当に按配しつゝ極めて順調なる発達を遂げつ

ゝあつたのであるが、大正十二年の関東大震災を一転機として、急角度を持つて市街交通界に現出し来つたタクシー、乗合自動車の大衆化と共に、郊外電車の都心乗入と相俟つて高速度電車が漸次具体化するに至り、茲に路面電車は其の膨張せる建設費と弾力性を欠如した料金制を保持したまゝ、従来の独占的地位より退去するの

(単位: 万円)

14	15	昭和2	3	4	5
188	197	191	219	225	230
—	—	—	—	—	—
11	11	431	77	235	—
90	110	72	297	136	296
334	358	740	636	638	571

(単位: 万円)

14	15	昭和2	3	4	5
88	82	88	78	83	100
2	104	235	218	102	132
6	23	33	44	48	66
124	74	82	159	107	126
224	287	443	501	343	467

費の割合

(単位: %)

14	15	昭和2	3	4	5
2.7	8.0	7.4	8.8	14.0	14.1
55.4	25.8	18.5	31.7	31.2	27.0

第四節 市財政の構造とその変化

表 158 電気事業経済における公債収入と

項目 \ 年度	大正 6	7	8	9	10	11	12
公債収入 A	2,330	367	156	758	230	80	351
公債費支出 B	81	428	150	231	220	252	273
A-B	2,249	-61	6	527	10	-172	78

(注) 単位未満は四捨五入

表 159 水道費・水道拡張費の歳入

項目 \ 年度	大正 5	6	7	8	9	10	11	12	13
使用料	73	83	99	121	131	136	159	177	181
国庫補助金	15	15	16	32	32	32	32	23	—
市債	200	100	—	—	49	—	122	—	—
繰越金	237	210	187	113	115	73	86	196	139
その他共合計	547	329	342	293	369	304	431	435	358

(注) 単位未満は四捨五入

表 160 水道費・水道拡張費の歳出

項目 \ 年度	大正 5	6	7	8	9	10	11	12	13
事務・維持・給水費	20	31	63	66	99	103	97	95	91
拡張事業費	253	130	90	28	81	—	42	26	—
市費繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	* 86
公債費	64	75	74	83	86	114	94	168	87
その他共合計	337	237	229	178	272	219	234	292	268

(注) 単位未満は四捨五入。 *うち4万円は市費へ82万円は都市計画事業費へ繰入れ

表 161 水道費・水道拡張費に占める市費への繰入金・公債

項目 \ 年度	大正 5	6	7	8	9	10	11	12	13
市費繰入金*	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	1.5
公債費	19.0	31.6	32.3	46.6	31.6	52.1	40.2	57.5	32.5

(注) *都市計画事業費への繰入れを含まず

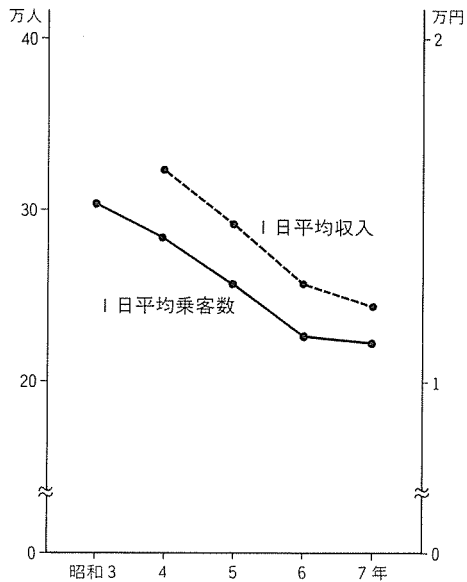


図 26 市電1日平均乗客数・収入の推移

やむなき情勢に至ったのである。

実際、神戸市においても、一日平均乗客数は、昭和三年度の三〇万三四四〇人をピークに四年度 \parallel 二八万三七七九人、五年度 \parallel 二五万七九七五人(市バス乗客数を加えると二六万六五六九人)、六年度 \parallel 二二万七七五七人(同二四万三二六二人)、七年度 \parallel 二二万三二九人(同二三万九四五二人)と減り、市電一日平均収入も昭和四年度 \parallel 一万六二四四円をピークに五年度 \parallel 一万四六九二円(市バス収入を含めると一万五

五二八円)、六年度 \parallel 一万二八四八円(同一万四二三三円)、七年度 \parallel 一万二二三〇円(同一万三九六六円)へと減少した(図26)。

ところが、一日平均運転キロ数は、昭和三年度 \parallel 四万五六一九キロ、四年度 \parallel 四万六六九七キロ、五年度 \parallel 四万七〇六九キロ(バスを含めると五万八四三三キロ)、六年度 \parallel 四万七八九一キロ(同六万九六三八キロ)へと増加しているのである。この結果、一日平均運転一キロ当りの運賃収入は、四年度 \parallel 三三錢、五年度 \parallel 三一錢(バスを含めると二七錢)、六年度 \parallel 二七錢(同二〇錢)というように、その効率が著しく低下してきたのである。ところが電気事

を差し引いた額 (単位: 万円)

	昭和2	3	4	5
15	103	141	142	130

第四節 市財政の構造とその変化

業収入からの市費（一般会計）への繰入金は、大正十四年度の一五万円から一貫して増大し昭和四年度には一四一万円に達し、電気事業歳出の七・五%にもなったのである。

水道事業費

水道事業の使用料収入（表159、表162）も、大正五年度の七三万円から昭和四年度の二二五万円へと三・一倍の伸びを示した。使用料収入から事務・維持・給水費など経常経費を除いた純収入も、大正九・十年度に若干の減少をみたものの、全体としては順調な伸びを示し大正五年度の五三万円から昭和四年度の一四二万円へと伸びた。この累計額は一〇九七万円で、この中から水道拡張費に三五二万円を繰入れたが、それは拡張費累計額一二三〇万円の二九%にあたった。市費と都市計画費へも二四四万円を繰入れた。市費への繰入れは大正十三年度から年々増え続け、その額は水道費・水道拡張費歳出の〇・三%（大正十二年度）から一四%（昭和四年度）へと急増したのであった。

3 都市計画事業費

第一期・第二期事業費

第一期事業費

都市計画事業費の年度別歳出入は表163のとおりであるが、これを期別にみると、第一期事業費は当初大正八・九兩年度で遂行する予定であったが実際には十三年度までか

り、その間四回も予算変更が行われた。事業が繰延べになった結果、国庫補助が増加し

表 162 水道費中使用料収入から経常経費(事務・維持・給水費)

年 度	大正 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
金 額	53	52	36	55	32	33	62	82	90	100

(注) 単位未満は四捨五入

たほか、十三年度からは受益者負担金を徴収できるようになった。支出の方は、公債費・繰越金を除き一四〇七万円で、物価低落などの原因によって当初予算より約八〇万円を節約した結果となった。

第二期事業は、都市計画事業担当者奥中喜代一の表現を借りれば「第一期事業の終り頃は金が『ダブ』ついで困る程の状態で、此の勢いに乗じて第二期事業が計画せられた」（『神戸都市計画の過去及将来（其二）』都市研究』昭和五年十二月号）のである。第二期事業の特色は、公債償還を重視して予算編成したことである。すなわち第一期事業の残金から第一期事業公債償還金を差引いたものを繰越金とし、特別税・国庫補助金も大正十四年度分のみを予算に計上し、他は償還財源とした。また電気事業費からの繰入金を計上しなかったのも償還に充てるつもりだったからであり、水道費からの借入（利子六%）も市中金利高のためなるべく公債発行を抑えるためのものであった。

15	昭和 2	3	4	5
19	19	19	13	12
305	—	106	—	321
55	37	19	29	28
5	5	6	6	6
27	9	8	8	7
23	23	5	15	16
81	9	7	41	19
23	23	23	140	170
23	23	23	140	145
—	—	—	—	*1 25
—	—	—	—	—
40	255	183	182	125
544	394	379	421	726
94	73	54	153	262
177	119	126	130	294
289	211	198	296	569
3.5	4.8	5.0	3.1	1.7
56.1	—	27.9	—	44.2
10.0	9.4	5.0	7.0	3.8
1.0	1.3	1.5	1.4	0.8
4.9	2.2	2.1	1.9	1.0
4.1	5.8	1.4	3.6	2.1
14.8	2.4	1.7	9.7	2.7
4.3	5.9	6.1	33.1	23.4
4.3	5.9	6.1	33.1	3.4
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
7.3	64.7	48.3	43.2	17.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
32.7	34.3	27.3	51.7	46.0
61.5	56.4	63.5	43.8	51.6
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第四節 市財政の構造とその変化

表 163 都市計画事業費歳入・歳出(決算)

項目		年度							
		大正 8	9	10	11	12	13	14	
歳 入 (万円)	国庫補助金	—	—	5	7	8	16	21	
	市債	—	373	344	135	191	100	1,021	
	都市計画特別税	—	55	53	55	48	52	57	
	内	地租割	—	5	5	5	5	5	5
		営業(収益)税割	—	32	28	29	22	26	30
		家屋税	—	17	20	21	21	22	22
	道路工事費受益者負担金	—	—	—	—	—	40	64	
	繰入金	9	120	132	57	—	117	—	
	内	電気事業費より	—	107	122	57	—	35	—
		市費より	9	13	10	—	—	—	—
水道費より		—	—	—	—	—	82	—	
繰越金	—	—	28	57	33	189	203		
その他共合計		9	552	568	322	365	525	1,389	
歳出 (同)	道路改良費	9	513	498	277	165	308	169	
	公債費	—	—	—	—	—	—	*21,162	
	その他共合計	9	524	510	289	176	322	1,349	
歳 入 (%)	国庫補助金	—	—	0.9	2.2	2.2	3.1	1.5	
	市債	—	67.5	60.6	42.0	52.3	19.1	73.5	
	都市計画特別税	—	9.9	9.3	17.1	13.2	10.0	4.1	
	内	地租割	—	0.9	0.9	1.7	1.5	1.0	0.4
		営業(収益)税割	—	5.8	4.9	9.1	6.0	4.9	2.2
		家屋税	—	3.2	3.5	6.4	5.8	4.2	1.6
	道路工事費受益者負担金	—	—	—	—	—	7.7	4.6	
	繰入金	100.0	21.7	23.1	16.4	—	22.4	—	
	内	電気事業費より	—	19.4	21.4	16.4	—	6.7	—
		市費より	100.0	2.3	1.7	—	—	—	—
水道費より		—	—	—	—	—	15.6	—	
繰越金	—	—	4.9	17.8	9.1	36.0	14.6		
その他共合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
歳出 (同)	道路改良費	100.0	97.9	97.7	96.1	93.9	95.7	12.6	
	公債費	—	—	—	—	—	—	86.1	
	その他共合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(注) 金額の単位は万円(未満四捨五入), 百分比は%。*1 基本財産積立金より, *2 うち借替公債費1,020.7万円

資料: 『神戸市統計書』

大正九年以降二、三年間は市中金利が高かったので、その当時発行した公債については十四年度末に一〇〇〇万円の低利借替えを行ったが、それでも同年度から昭和四年度まで年平均一三九万円の元利償還を行わざるをえなかった。その累計額は六九四万円に達し、同期間の支出累計一三二二万円の約五三%にも達した。都市計画事業は、第二期事業開始ころを境として道路改良よりも公債償還に費用を注ぎ込まなければならなくなった。そして第二期事業の終るころには事業経営状態はさらに悪化した。財政緊縮のあおりで国庫補助金が年々減少した上、都市計画特別税も深まる不況の中で減税せざるをえず、大正十五年度には五五万円であったものが昭和三年度には約二〇万円に減ってしまったのである。そのため大正十五年度から三年間、年二、三万円を繰り入れ、昭和四年度には一四〇万円を繰り入れるまでになっていた。しかし、それでも足りない分は昭和三年度から始まる第三期事業の収入に依存することとなった。奥中はこのことを「彼の電鉄会社が新線の建設費で配当するのと同じである。所謂蝸配当をやる事になるのである」(同)と述べている。

第三期事業 計画の困難

第三期事業はこうした財政状態の中で始められた。奥中は言う。「財政状態斯の如し。此の上更らに第三期事業を起すと言うのである。財源としては特別税の増税は云ふに及ばず、土地増価税の如き新税まで予想し、架空の財源まで見込んで計画したので、借金にはホト／＼こりて市債を極

(単位：万円)

第三期事業 (昭和3年度～)	
予	算
	1,288
	*3
	129
	468
	414
	219
	—
	58
	0

端に少なくして予算が立てられたのである」(同)。第三期事業予算のうち確実なものは電気事業費からの繰入金と受益者負担金のみで、国庫補助金二一九万円

第四節 市財政の構造とそゝ変化

表 164 都市計画事業期別収支

事業期		第一期事業 (大正8~13年度)			第二期事業 (大正13~昭和3年度)	
		当初予算	変更予算	決算	予算	決算
収 入	総額	1,489	1,735	1,951	645	1,372
	特別税	41	207	264	*1 19	168
	受益者負担	—	33	40	80	161
	電気事業費より繰入	336	336	354	—	70
	市債	1,052	1,042	1,142	335	429
	国庫補助	50	75	108	*1 10	78
	水道費より借入金	—	—	—	82	82
	繰越金	—	—	—	94	267
	雑収入	—	—	—	24	117
支 出	道路改良費			1,354		678
	県費負担			28		21
	調査費			25		15
	公債費			277		*2 431
	繰越金			267		201
	水道費への返済			—		26

(注) 単位未満は四捨五入, *1 大正14年度のみ計上, *2 借替公債費1,021万円を除く, *3 不詳
資料: 奥中喜代一「神戸都市計画の過去及び将来(其二)」(『都市研究』昭和5年12月号)

の予算計上は財政難の折から、初めから「冒険にすぎた餽がある」と見られており、極力抑えて算出した市債四一四万円も認可されたのは当初二六〇万円にすぎず、多難な出発であった。奥中はやや絶望的に、「予想通りに補助はされず、現実のそれだけは不足するし、市債は償還せねばならず、今や都市計画事業の財政は四苦八苦の状態である。どこを叩いても金は出ない。借金は増して手をつけた事業だけは完成せねばならぬ。借金を増せば元利償還が増す」と嘆いた。

都市計画事業は第一次大戦後の新しい市の事業として道路改良などそれなりの成果をあげたことは事実であるが、膨らむ夢とは裏腹に台所は火の車であったのである。都市計画事業は第一次大戦後の

神戸市の夢と現実の乖離を象徴していたともいえよう。

4 市費（一般会計）の変化

歳出の変化

まず歳出（表165、表166）をみると、総額において大正五年度の一八一万円から大正七年度の四二九万円へと第一次大戦中に二・三倍となったが、その後の伸びもすさまじく、八年度には七年度の二倍、九年度には八年度の二倍となり、ピークの昭和二年度には二七八万円にもなり、実に大正

五年度の一五倍にも膨れあがったのである。

大正七年度に比し八年度が倍加した最大の原因は学区廃止＝小学校市営化によるもので、七年度の教育費一六万円は八年度には二五六万円へと一五倍にもなり、教育費の歳出中に占める割合は三・八%から二八・九%にもなったの

(単位: 万円)

14	15	昭和 2	3	4	5
73	119	130	125	131	125
35	39	40	35	41	38
301	320	339	333	368	371
231	241	248	243	273	275
102	95	97	96	109	112
72	77	78	77	89	92
13	8	14	14	15	21
67	37	44	42	32	33
323	358	392	403	444	407
983	1,087	1,160	1,103	1,236	1,155
64	70	42	77	123	71
178	154	88	94	95	28
138	89	75	95	82	115
83	63	88	36	57	66
41	9	14	26	28	6
1,097	863	1,147	526	734	340
1,622	1,301	1,628*3	1,206*4	1,155	700
2,605	2,388	2,788	2,308	2,391	1,855

川崎貸付金 300万円

第四節 市財政の構造とその変化

表 165 市費(普通経済)歳出(決算)

項目		年度								
		大正5	6	7	8	9	10	11	12	13
経 常 費	市役所費	16	18	26	43	65	68	68	69	69
	土木費	5	6	14	30	38	34	34	35	30
	教育費 (うち小学校費)	6	8	10	146	224	244	267	299	286
	衛生費 (うち清掃費)	—	—	—	121	184	200	213	231	219
	勸業費*1	19	18	35	52	78	85	95	99	98
	社会事業費	8	10	16	30	50	61	69	73	72
	県費負担	1	1	2	2	3	5	6	7	11
	社会事業費	2	2	8	23	20	25	24	40	52
	県費負担	52	59	90	170	277	315	318	323	296
	その他共合計	107	121	207	491	745	840	931	934	901
臨 時 費	土木費	7	5	8	58	69	36	37	38	30
	築港費	—	—	—	21	255	191	190	146	160
	教育費	5	13	6	110	241	261	213	69	50
	社会事業費*2	0	0	12	83	39	20	61	52	28
	衛生費	7	19	13	8	20	25	7	6	5
	公債費	47	42	45	53	214	108	159	191	189
その他共合計	73	109	222	396	928	672	690	536	496	
総計	181	231	429	887	1,673	1,512	1,620	1,470	1,396	

(注) 単位未満は四捨五入したので合計があわない場合もある。

*1 生糸検査所費を含む、*2 失業対策費を含む、*3 うち中央卸売市場開設費 114万円、*4 うち資料：『神戸市統計書』。

である。九年度にはさらに四六五万円にもなった。こうして大正八年度以降、教育費の歳出に占める割合は、公債費を除いて常に最大となり、大正八〇昭和四年度の年平均で二一・七%を占めていたのである。

神戸港築港工事分担金も大きな比重を占め、大正九年度の一五・二%をピークに大正八〇昭和四年度平均で八%にもなっていた。

県費負担(県税相当費。県費負担とは、府県制が明治二十九年に兵庫県に施行され、県は三部経済制(市部費・郡部費・連帯支弁

(単位: %)

14	15	昭和 2	3	4	5
2.8	5.0	4.7	5.4	5.5	6.8
1.3	1.6	1.4	1.5	1.7	2.1
11.5	13.4	12.2	14.4	15.4	20.0
8.9	10.1	8.9	10.5	11.4	14.8
3.9	4.0	3.5	4.2	4.6	6.0
2.8	3.2	2.8	3.3	3.7	5.0
0.5	0.3	0.5	0.6	0.6	1.1
2.6	1.5	1.6	1.8	1.3	1.8
12.4	15.0	14.1	17.5	18.6	21.9
37.7	45.5	41.6	47.8	51.7	62.3
2.5	2.9	1.5	3.3	5.1	3.8
6.8	6.4	3.2	4.1	4.0	1.5
5.3	3.7	2.7	4.1	3.4	6.2
3.2	2.6	3.1	1.5	2.4	3.5
1.6	0.4	0.5	1.1	1.2	0.3
42.1	36.1	41.1	22.8	30.7	18.3
62.3	54.5	58.4	52.2	48.3	37.7

10.6	10.9	6.1	8.9	10.8	7.4
16.8	17.1	14.9	18.5	18.8	26.2
5.8	4.1	4.7	3.3	3.7	5.3
5.5	4.4	4.0	5.3	5.8	6.3

費となり、市民の県税にあたるものは市が市税とともに徴収して市より県に納めていたものである。大正七年度以前に比べ八年度以降はその割合を減じたとはいえ、大正八、昭和四年度平均で一八%にもなり、教育費に次ぐ大きさであった。市内の事務・事業でありながら市に執行権がなく県の事務・事業として行われたからである。このことは県に対する市の行政裁量権(自治権)の拡大を目指す特別市制運動を誘発する一つの原因となった。

次に大正七年の米騒動を契機に注目されるようになった社会事業の費用をみると、大正六年度の僅か一万五千円が七年度には二〇万円、八年度には一〇六万円へと急膨張した。この結果歳出に占める割合は八年度には一二%にもなったのであるが、その後は労働争議など社会問題の深刻化にもかかわらず金額においては

第四節 市財政の構造とその変化

表 166 市費(普通経済)歳出決算百分比

項目		年度								
		大正5	6	7	8	9	10	11	12	13
経 常 費	市役所費	8.8	7.9	6.1	4.9	3.9	4.5	4.2	4.7	5.0
	土木費	2.8	2.5	3.2	3.4	2.2	2.2	2.1	2.4	2.2
	教育費	3.3	3.6	2.4	16.5	13.4	16.1	16.5	20.3	20.5
	(うち小学校費)	—	—	—	13.6	11.0	13.2	13.1	15.7	15.7
	衛生費	10.5	8.0	8.1	5.9	4.6	5.6	5.9	6.7	7.0
	(うち清掃費)	4.4	4.3	4.1	3.4	3.0	4.1	4.3	5.0	5.2
	勸業費*1	0.6	0.4	0.5	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.8
	社会事業費	1.1	0.7	1.8	2.5	1.2	1.6	1.5	2.7	3.7
	県費負担	28.7	25.5	20.9	19.1	16.5	20.8	19.6	21.9	21.2
その他共合計	59.3	52.6	48.3	55.3	44.5	55.5	57.4	63.6	64.5	
臨 時 費	土木費	3.9	2.3	1.8	6.6	4.1	2.4	2.3	2.6	2.2
	築港費	—	—	—	2.4	15.2	12.6	11.7	9.9	11.5
	教育費	2.8	5.6	1.4	12.4	14.4	17.3	13.1	4.7	3.6
	社会事業費*2	0.0	0.0	2.8	9.4	2.3	1.3	3.8	3.6	2.0
	衛生費	3.9	8.2	3.1	0.9	1.2	1.6	0.4	0.4	0.4
	公債費	26.0	18.3	10.6	6.0	12.8	7.1	9.8	13.0	13.6
その他共合計	40.7	47.4	51.7	44.7	55.5	44.5	42.6	36.4	35.5	

主要費 経常・臨時総計

土木費*3	6.7	4.8	5.0	12.4	21.5	17.2	16.1	14.9	15.9
教育費	6.1	9.2	3.8	28.9	27.8	33.4	29.6	25.0	24.1
社会事業費	1.1	0.7	4.6	11.9	3.5	3.2	5.3	6.3	5.7
衛生費	14.4	16.2	11.2	6.8	5.8	7.2	6.3	7.1	7.4

(注) *1 生糸検査所費を含む *2 失業対策費を含む *3 築港費を含む

資料: 『神戸市統計書』

(決算)

(単位: 万円)

12	13	14	15	昭和 2	3	4	5
613	837	807	844	739	783	926	872
35	47	47	47	48	57	70	71
34	42	27	39	—	—	—	—
67	99	95	95	142	141	168	149
163	261	258	272	87	82	90	82
10	13	11	11	25	25	26	26
109	122	119	119	169	179	198	186
195	250	247	258	264	295	370	354
193	99	92	169	133	182	213	263
89	120	132	138	153	159	147	148
92	57	78	107	94	95	102	117
2	19	59	62	91	171	248	211
146	75	1,334	774	1,542	723	739	218
606	377	285	307	153	320	179	317
5	5	3	11	18	12	19	24
1,847	1,681	2,911	2,541	3,108	2,547	2,708	2,271
33.2	49.8	27.7	33.2	23.8	30.7	34.2	38.4
1.9	2.8	1.6	1.9	1.5	2.2	2.6	3.1
1.8	2.5	0.9	1.5	—	—	—	—
3.6	5.9	3.2	3.8	4.6	5.5	6.2	6.6
8.8	15.5	8.9	10.7	2.8	3.2	3.3	3.6
0.5	0.8	0.4	0.4	0.8	1.0	1.0	1.1
5.9	7.3	4.1	4.7	5.4	7.0	7.3	8.2
10.6	14.9	8.5	10.1	8.5	11.6	13.6	15.6
10.5	5.9	3.1	6.6	4.3	7.2	7.9	11.6
4.8	7.1	4.5	5.4	4.9	6.3	5.4	6.5
5.0	3.4	2.7	4.2	3.0	3.7	3.8	5.1
0.1	1.1	2.0	2.4	2.9	6.7	9.1	9.3
7.9	4.5	45.8	30.5	49.6	28.4	27.3	9.6
32.8	22.4	9.8	12.1	4.9	12.6	6.6	14.0
0.3	0.3	0.1	0.4	0.6	0.5	0.7	1.1

停滞的であり、歳出に占める割合は低下し、大正九〇昭和四年度平均では四・六％にすぎなかった。このことは社会事業の拡大を求める無産政党に活躍の場を与えることになるのである。

公債の収支

ところで拡大する教育事業や築港事業などの公共事業の費用は公債に依存するものが多かった。大正八〇十二年度の間に教育公債は八七七万円、築港公債は一七〇八万円も発行され、昭和四年度にはそれぞれ一〇一二万円、一五七一万円の公債を市は抱えていたのである。そしてその結果、

第四節 市財政の構造と其の変化

表 167 市費(普通經濟)歳入

項目		年度							
		大正 5	6	7	8	9	10	11	
金 額 (万円)	市 税	136	195	336	379	538	622	638	
	主 税	地租附加税	12	12	13	13	21	34	34
		歩 一 税	11	22	23	40	49	52	40
	な 内	所得税附加税	24	57	78	77	57	48	60
		營業(収益)税附加税	28	32	45	74	139	166	177
		特別税營業税	10	15	23	30	34	32	26
		〃 雜種税	30	36	42	44	73	105	108
	訳	〃 家屋税	20	21	13	100	164	184	191
		過年度市税	30	71	198	232	266	268	186
		使用料・手数料	8	10	13	37	62	86	85
		国 県 補 助 金*	12	14	23	43	60	52	61
		繰 入 金	0	0	1	0	28	1	1
		公 債	4	18	95	345	451	641	306
		繰 越 金	24	56	181	459	707	578	847
	報 償 金	7	21	2	2	3	4	4	
	その他合計	237	412	810	1,594	2,251	2,360	2,227	
同 上 百 分 比 (%)	市 税	57.4	47.5	41.5	23.8	23.9	26.4	28.7	
	主 税	地租附加税	5.1	3.0	1.5	0.8	0.9	1.4	1.5
		歩 一 税	4.8	5.4	2.8	2.5	2.2	2.2	1.8
	な 内	所得税附加税	10.2	13.7	9.6	4.8	2.5	2.0	2.7
		營業(収益)税附加税	11.9	7.7	5.5	4.7	6.2	7.0	7.9
		特別税營業税	4.2	3.6	2.9	1.9	1.5	1.4	1.2
		〃 雜種税	12.8	8.8	5.2	2.8	3.2	4.5	4.9
	訳	〃 家屋税	8.6	5.2	1.6	6.3	7.3	7.8	8.6
		過年度市税	12.6	17.3	24.4	14.6	11.8	11.4	8.4
		使用料・手数料	3.3	2.5	1.6	2.3	2.7	3.6	3.8
		国 県 補 助 金*	5.0	3.3	2.9	2.7	2.7	2.2	2.7
		繰 入 金	0.0	0.0	0.1	0.0	1.3	0.0	0.0
		公 債	1.6	4.4	11.7	21.7	20.0	27.2	13.7
		繰 越 金	10.2	13.6	22.3	28.8	31.4	24.5	38.1
	報 償 金	3.0	5.1	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	

(注) 1万円未満四捨五入 *築港収入分配金を含む

資料:『神戸市統計書』

大借金に悩む神戸

公債発行高は殖へる一方で 毎年の元利償還に四苦八苦

五年度の方は一千百萬圓に上る

神戸市の公債発行高は、昭和十一年度から昭和十四年度まで、毎年平均して約一億二千万圓に達して、昭和十五年度は、一億七千万圓に達した。昭和十六年度は、一億七千万圓に達した。昭和十七年度は、一億七千万圓に達した。昭和十八年度は、一億七千万圓に達した。昭和十九年度は、一億七千万圓に達した。昭和二十年度は、一億七千万圓に達した。昭和二十一年度は、一億七千万圓に達した。昭和二十二年度は、一億七千万圓に達した。昭和二十三年度は、一億七千万圓に達した。昭和二十四年度は、一億七千万圓に達した。昭和二十五年度は、一億七千万圓に達した。昭和二十六年度は、一億七千万圓に達した。昭和二十七年は、一億七千万圓に達した。昭和二十八年は、一億七千万圓に達した。昭和二十九年は、一億七千万圓に達した。昭和三十年は、一億七千万圓に達した。昭和三十一年は、一億七千万圓に達した。昭和三十二年は、一億七千万圓に達した。昭和三十三年は、一億七千万圓に達した。昭和三十四年度は、一億七千万圓に達した。昭和三十五年は、一億七千万圓に達した。昭和三十六年度は、一億七千万圓に達した。昭和三十七年度は、一億七千万圓に達した。昭和三十八年度は、一億七千万圓に達した。昭和三十九年度は、一億七千万圓に達した。昭和四十年は、一億七千万圓に達した。昭和四十一年は、一億七千万圓に達した。昭和四十二年は、一億七千万圓に達した。昭和四十三年は、一億七千万圓に達した。昭和四十四年度は、一億七千万圓に達した。昭和四十五年は、一億七千万圓に達した。昭和四十六年度は、一億七千万圓に達した。昭和四十七年度は、一億七千万圓に達した。昭和四十八年度は、一億七千万圓に達した。昭和四十九年度は、一億七千万圓に達した。昭和五十年は、一億七千万圓に達した。昭和五十一年は、一億七千万圓に達した。昭和五十二年は、一億七千万圓に達した。昭和五十三年は、一億七千万圓に達した。昭和五十四年は、一億七千万圓に達した。昭和五十五年は、一億七千万圓に達した。昭和五十六年度は、一億七千万圓に達した。昭和五十七年度は、一億七千万圓に達した。昭和五十八年度は、一億七千万圓に達した。昭和五十九年度は、一億七千万圓に達した。昭和六十年は、一億七千万圓に達した。昭和六十一年は、一億七千万圓に達した。昭和六十二年は、一億七千万圓に達した。昭和六十三年は、一億七千万圓に達した。昭和六十四年は、一億七千万圓に達した。昭和六十五年は、一億七千万圓に達した。昭和六十六年は、一億七千万圓に達した。昭和六十七年は、一億七千万圓に達した。昭和六十八年は、一億七千万圓に達した。昭和六十九年は、一億七千万圓に達した。昭和七十年は、一億七千万圓に達した。昭和七十一年は、一億七千万圓に達した。昭和七十二年は、一億七千万圓に達した。昭和七十三年は、一億七千万圓に達した。昭和七十四年は、一億七千万圓に達した。昭和七十五年は、一億七千万圓に達した。昭和七十六年は、一億七千万圓に達した。昭和七十七年は、一億七千万圓に達した。昭和七十八年は、一億七千万圓に達した。昭和七十九年度は、一億七千万圓に達した。昭和八十年は、一億七千万圓に達した。昭和八十一年は、一億七千万圓に達した。昭和八十二年は、一億七千万圓に達した。昭和八十三年は、一億七千万圓に達した。昭和八十四年度は、一億七千万圓に達した。昭和八十五年は、一億七千万圓に達した。昭和八十六年度は、一億七千万圓に達した。昭和八十七年度は、一億七千万圓に達した。昭和八十八年度は、一億七千万圓に達した。昭和八十九年度は、一億七千万圓に達した。昭和九十年は、一億七千万圓に達した。昭和九十一年は、一億七千万圓に達した。昭和九十二年は、一億七千万圓に達した。昭和九十三年は、一億七千万圓に達した。昭和九十四年度は、一億七千万圓に達した。昭和九十五年は、一億七千万圓に達した。昭和九十六年度は、一億七千万圓に達した。昭和九十七年度は、一億七千万圓に達した。昭和九十八年度は、一億七千万圓に達した。昭和九十九年度は、一億七千万圓に達した。昭和百年度は、一億七千万圓に達した。

十一年度は受取超過であったものが十二年度以降支払超過が目立つようになった。大正七～十一年度における公債収入に対する公債費の割合は三二%であったが、大正十二～昭和四年度では八九%にも及んだ。

「特別経済」を含めた市債の起債総額も大正八～十二年度で五七一一万圓にもなった。このため大正十三年に三五二万圓に達する大規模な低利借替えが行われ、その結果年間五〇万圓の利子支払低減を実現した。また大正十五年度にはさらに三六〇〇万圓の低利借替えが行われた。しかし公債はその後も減少せず、昭和四年度末には約一億圓の公債を抱えており、予定額も加えると一億二〇〇〇万圓にも達した。低利借替えをしたといっても四年度末の公債は

解決事項
一、公債費に占める元金償還の割合を減らす。
二、公債費に占める利息償還の割合を減らす。
三、公債費に占める手数料の割合を減らす。
四、公債費に占める手数料の割合を減らす。
五、公債費に占める手数料の割合を減らす。
六、公債費に占める手数料の割合を減らす。
七、公債費に占める手数料の割合を減らす。
八、公債費に占める手数料の割合を減らす。
九、公債費に占める手数料の割合を減らす。
十、公債費に占める手数料の割合を減らす。

写真 42 「大借金に悩む神戸」(『又新』昭和4年12月6日)

市は公債償還のために多大の支出を余儀なくされ、大正八～昭和四年度平均で歳出に占める公債費の割合は二一・四%にもなった。市費歳入表(表167)と歳出表(表168)により、公債収入と公債費を比較してみると(表168)、大正七～

(単位: 万円)

15	昭和2	3	4	5
774	1,542	723	739	218
863	1,147	526	734	340
-89	395	197	5	-122

(単位: 万円)

費の推移

13	14	15	昭和2	3	4	5
901	983	1,087	1,160	1,103	1,236	1,155
306	525	438	481	680	422	360
1,207	1,508	1,525	1,641	1,783	1,658	1,515

第四節 市財政の構造と其の変化

年利六%の高利のものが全体の七割に達しており、その年間の利子は六〇三万円、これに元金償還額を加えると九五三万円にも達することになったのである。これは昭和四年度の財政総歳出六五五七万円の一五%にあたった。そして市財政総額の二倍に及ぶこの公債一億二〇〇〇万円は、当時の市民一人当たり一二八円、一戸当たり五四六円にも相当する巨額であった。

市費（一般会計）に戻って考えると、公債償還のための公債募集という悪循環が成立しつつあった。したがって公債発行によって得られた資金は事業拡大に廻せないことになる。臨時費から公債費を除いた事業費（表168）は大正九年度の七一四万円をピークに減少傾向を示した。大正八〜十一年度平均で五三八万円あったものが大正十二〜昭和四年度平均では四五八万円へと減少しているのである。

しかし経常費は年々膨張をとげ、その結果公債費を除く市費歳出額は大正十三年度をボトム（底）に増大したから、その財源を「特別経済」からの繰入金または増税に求めざるを得ない。

表 168 市費における公債収入と公債費

項目 \ 年度	大正 5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
公債収入 A	4	18	95	345	451	641	306	146	75	1,334
公債費 B	47	42	45	53	214	108	159	191	189	1,097
A - B = C	-43	-24	50	292	237	533	147	-45	-114	237

(注) 1万円未満四捨五入

表 169 市費経常費と公債費を除いた臨時

項目 \ 年度	大正 5	6	7	8	9	10	11	12
経常費	107	121	207	491	745	840	930	934
公債費を除く臨時費	26	67	176	343	714	564	531	345
合計	133	188	383	834	1,459	1,404	1,461	1,279

(注) 1万円未満四捨五入

るをえなくなってきたのである。

5 繰入金問題と公共料金問題

公益事業と
繰入金問題 「特別経済」からの繰入れをみると(表Ⅱ、表Ⅲ)、財源となったものは大部分電気事業収入と水道事業収入であり、繰入先は大正十三年度まではほとんど都市計画事業費であった。ところが市費(一般会計)が窮乏してくると市費への繰入れの方が多くなり、大正十二年度には一万円以下であ

った市費への繰入金は十三年度に一九万円となり昭和三年度には一七一万円(その内、電気事業・水道事業からは一四四万円)にもなった。これは市費歳入の六・七%に当たった。

このように繰入金は急増したのであったがそれは決してスムーズに進んだわけではない。その理由の第一は、「特別経済」においても大正十三年度以降ほぼ一貫して公債収支は赤字であった(表Ⅱ)からであり、公債償還のために使用料収入を持ち出さなければならなくなっていたからである。

第二の理由は電気事業、水道事業が公益事業という性質をもっていたことであつた。前出の石田太郎「電気事業経済に就いて」は問題の所在を次のように指摘した。

特別会計より普通会計への繰入金問題に就いて考ふるに、各都市に於て電気事業経済より年々一般市費に繰入るゝ金額は相当莫大な額に上つて居る。かゝる巨額の繰入は事業の順調なる発展過程に於ては甚だしい悪影響を齎らさなかつた

(単位: 万円)

4	5
730	692
721	796
9	-104

第四節 市財政の構造とその変化

表 170 電気・水道兩事業からの繰入金

(単位: 万円)

項目	年度	大正 8	9	10	11	12	13	14	15	昭和 2	3
	電気事業から		0	122	107	58	0	48	15	53	74
市費		0	0	0	0	0	13	15	30	51	101
	都市計画費	—	122	107	57	0	35	0	23	23	23
水道事業から		0	0	0	0	0	86	6	23	33	43
市費		0	0	0	0	0	4	6	23	33	44
	都市計画費	—	—	—	—	—	82	—	—	—	—
合計		0	123	107	58	1	134	21	76	107	167

(注) 単位未満は四捨五入したので合計があわない場合もある。電気事業・水道両会計決算による。
資料: 『神戸市統計書』

表 171 「特別経済」から市費(普通経済)への繰入金

(単位: 万円)

項目	年度	大正 8	9	10	11	12	13	14	15	昭和 2	3
	特別経済全体		0	0	1	1	1	19	21	53	84
うち水道・電気事業		0	0	1	1	1	16	21	53	84	144

(注) 1万円未満四捨五入

表 172 「特別経済」における公債収入と公債費支出

項目	年度	大正 8	9	10	11	12	13	14	15	昭和 2	3
	公債収入 A		156	1,180	538	337	541	100	1,581	1,235	430
公債費支出 B		232	603	334	346	442	432	2,072	1,528	514	621
A - B		-76	577	204	-9	99	-332	-491	-293	-84	-438

(注) 1万円未満四捨五入

繰入るゝ場合に、此の種金額は一種の間接税であるとして、間接税一般に対すると同様の非難もあるのである。

このような議論を紹介したあと、石田は、本来独立会計であるものを繰り入れるのは好ましいことではないとしつつも、「大都市の財政能力を見るに、租税としての重要な財源は総て中央及府県自治体の占有する所となり、都市は弾力に乏しい附加税主義の下に抑圧せられ、其の余は幾分の制限外課税と、貧弱なる雑種税に抛り、尚多くの財源を公債に仰いで居る状態」であるので、同種民間企業が市に納める税額を限度とするか、または貸借関係を設定するかして繰入れをせざるをえないのではないかと論じた。

公益主義をめぐめる対立 こうした収益主義にもとづく繰入れの是認は、監督官庁である内務省内にも台頭してきており、「従来の公益主義から營業主義に入るべしといふ意見が内務省筋に於て漸次台頭」(『又新』大正十一年十月二十日)と報じられていた。こうした傾向は、大正十三年、須磨線道路に関する都市計画事業公債発行にあたって内務省が水道費剩余金八二万円を流用せよと行政指導したことの中に現実にあらわれていた。

しかし、市費への繰入額が増大してくると市会内でも繰入れ反対の主張が台頭してきた。昭和二年度予算原案には電気事業費と水道費から約八〇万円の市費への繰入れが予定されていた。これに対する反対論を『神戸又新日報』(昭和二年二月四日)は次のように紹介している。

今日の兩特別会計の状態は負債もあり、又なすべき多くの仕事を持ってゐる。これに投ずる費用を削減してまでも市費に繰入れることは特別会計制度の精神を無視したものである。殊に不人気な増税を避け

る手段として、是非中産階級以下が利用せねばならぬ電気局の事業収入を割いて一部の納税者の負担の加重を避け、併せて市当局が自らの地位の安固を計らんとするが如きは卑怯極まる遣り方である。(略)私営会社なら税金も払はねばならず、道路の使用料も市に納入せねばならぬ。然し市営ではそれを要しない。そこに市営の本旨がある。即ちそれ等の恩恵によって市営は私営よりも料金が低減され、設備が改良されるのである。

これに対する市当局(助役)の反論は、同紙の紹介するところによると

納税者以外の子弟が無償で学校などの营造物を使用してゐる。これが負担は納税者によってなされてゐるのであるから、一般市民の利用する電気収入の剰余を以て納税者の加重を避けると云ふことは、何事も中産階級以下の利用機関の収入で少数の納税者を助けると云ふことにはならない。更に電気局が私営の場合を想像するならば、市と国に負担すべき金額は約百五十万円位にならう。夫を市営であるために五十万円位に止めたと思れば、敢て市営の本旨を無視したものとも言へまい。

というものであった。

しかし、電気事業経済等「特別経済」の収支が、公債収支にみられたように悪化している時、巨額の繰入をなすことは、遅かれ早かれ使用料金の値上げに結果せざるを得なかった。

すなわち市電の乗車賃を例にとれば、大正七年十月片道三銭の均一料金制を実施して以来、八年、九年と連続して一銭づつ値上げして五銭となったが、大正十五年、悪税といわれた通行税(国税)が廃止されたにもかかわらず料金は据え置かれ、昭和四年四月からは六銭に値上げさえされたのである。電気局ではこの値上

げによって得られる約九五万円を第三期線の公債の償還にあてようとしていたのであるが、市費への大幅繰入れによって水泡に帰してしまつた。

無産政党の公共

料金値下げ運動

このような料金据え置きや値上げに対しては、大正期から市民の間で根強い反対運動が行われたが、無産政党が組織されそれが市会に進出するようになる昭和期に入ると、公共料金値下げを唱える無産政党に絶好の活躍の場を与えることになった。

普通選挙(普選)による最初の市会議員選挙が行われた昭和四年四月、日本大衆党の候補の応援に来神した社会主義者の長老堺利彦は、東京市会での経験から「無産党の議員が市会に出ると市民の生活費が安くなる」と述べたあと、公共料金値下げを「神戸の無産議員の最初の仕事」にすべきだと主張した。この選挙の後、日本大衆党神戸支部は、六月の執行委員会で「ガス、電灯、水道その他の値下げ運動を起すため、直ちに具体的調査に着手すること」を決定し、社会民衆党神戸支部も十二月の支部大会で「電灯、電力、瓦斯料金の値下げに関する件」を議したのであった。そして市営ではないが公共料金に属するガス値下げをめぐって無産政党の市会議員が市会で活躍した。同年十二月の市会では中和会(民政党系)が八〇銭値下げ案を、昭和会(政友会系)・公友会(中立)が四〇銭値下げ案を提出して対立した。無産政党議員(当選時五名、のち六名となる)は一円値下げ説を唱えたが無産政党提案が否決されたのち、彼らは中和会案に賛成票を投じたため、三六対二五で八〇銭値下げ案が可決されたのである。繰入金問題は公共料金問題をよび起し、めぐりめぐって無産政党の活動の場を提供したともいえよう。

者と滞納金額

13	14	15	昭和2	3	4	5
165,172	182,253	206,900	212,100	206,320	226,672	270,455
3,029,797	3,446,538	4,434,840	4,561,519	4,660,883	5,645,940	6,411,839
85,017	67,421	96,816	103,870	96,259	96,122	87,631
893,046	734,968	1,036,945	1,040,412	928,187	1,195,085	1,276,461
727,100	644,212	651,600	659,100	666,700	755,200	787,616

248	274	311	319	310	341	406
444	505	650	668	683	827	939
208	165	237	255	236	236	215
394	324	457	459	409	527	563
115	102	103	104	105	119	124
216	269	302	307	295	287	327
181	162	230	245	225	198	173

(単位: 厘)

昭和2	3	4	5
943	1,100	1,260	1,260
1,120	1,120	1,200	1,200
310	345	380	380
312			

377	440	464	464
303	303	324	324
111	123	136	136
431			

別税家屋税は昭和3年以降貸賃

(表113)。督促状発送人数とその滞納税額は、大正

このため市税滞納者も大正九年度以降急増した
 期の不況に苦しみやがて昭和五年の昭和恐慌に接
 続するのであった。

税収入の構 第一次大戦が終了してもしばらく
 成と変化 続いていた日本の好景気も、大正

6 増税をめぐる政治的対立

第四節 市財政の構造と其の変化

表 173 市税滞納

項目	年度	大正 8	9	10	11	12
	督促状発送	{ 人数 (人)	66,540	75,815	97,070	117,648
	{ 金額 (円)	682,530	1,481,180	2,803,278	2,547,704	2,642,171
財産差押	{ 人数 (人)	40,790	44,800	54,802	63,483	71,863
	{ 金額 (円)	226,874	482,670	692,668	661,907	699,675
神戸市人口	(人)	634,063	608,644	636,900	666,500	694,900

同上大正 8 年度を 100 とする指数

督促状発送	{ 人数	100	114	146	177	207
	{ 金額	100	217	411	373	387
財産差押	{ 人数	100	110	134	156	176
	{ 金額	100	213	305	292	308
神戸市人口		100	96	100	105	110
対人口比	{ 督促状発送人数	100	119	146	169	188
	{ 財産差押人数	100	115	134	149	160

資料：『神戸市統計書』

表 174 主要市税附加率

項目	年度	大正 8	9	10	11	12	13	14	15
	地租附加税(宅地)		250	470	720	720	720	943	943
営業(収益)税附加税		370	530	700	700	700	1,120	1,120	1,120
所得税附加税		280	330	176	176	176	234	234	234
特別税家屋税		70	87	92	92	92	112	112	112

同上 大正 8 年度を 100 とする指数

地租附加税(宅地)	100	188	288	288	288	377	377	377
営業(収益)税附加税	100	143	189	189	189	303	303	303
所得税附加税	100	118	63	63	63	84	84	84
特別税家屋税	100	124	131	131	131	160	160	160

(注) 市費と都市計画費の両方を合算。附加税は本税(国税) 1 円に対する率、家屋税は 1 個に対する率、特格を規準とする。

資料：『神戸市統計書』

内訳

(単位: 万円)

15	昭和 2	3	4	5
53	53	63	76	76
95	142	141	168	149
309	121	115	124	115
119	169	179	198	186
280	287	301	385	369
899	776	802	956	900

5.9	6.8	7.9	7.9	8.4
10.6	18.3	17.6	17.6	16.6
34.4	15.6	14.3	13.0	12.8
13.2	21.8	22.3	20.7	20.7
31.1	37.0	37.5	40.3	41.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

とはいえない。
 は大都市ほど著しかったから附加率の上昇がそのまま重税化
 八年度の六万七千人、六八万円から昭和四年度の二二万七千人、五六五万円へと、それぞれ三・四倍、八・三倍にもなった。財産差押人数とその滞納税額も四万一千人、二三万円から九万六千人、一二〇万円へと急増した。人口比で案分してみても、督促状発送人数は二・九倍、財産差押人数は二倍となっていた。
 このように長期不況で税滞納者が増加しているにもかかわらず、前述した理由で市の財政規模は拡大の一途をたどったから増税が行われざるを得なかった。市税の附加率をみてみると(表出)、大正十年年度の所得税附加税の附加率を除きいずれの税目でも税率はあがった。もっともあがったのは地租附加税であるが、地租はもともとその算定基礎である地価の法定価格が実勢地価と大きく乖離して安く見積られており、この傾向は大都市ほど著しかったから附加率の上昇がそのまま重税化
 とはいえない。

の金額

(単位: 銭)

15	昭和 2	3	4	5
183	256	267	261	235
431	438	449	507	467
614	694	716	768	702
1,383	1,176	1,197	1,258	1,139

第四節 市財政の構造とその変化

表 175 主要市税(都市計画特別税を含む)収入の

項目	年度						
	大正8	9	10	11	12	13	14
地租附加税	13	26	39	40	40	53	52
所得税附加税	77	57	48	60	67	99	95
営業(収益)税附加税・特別税	104	205	225	233	194	300	299
特別税雑種税	44	73	105	108	109	122	119
特別税家屋税	100	182	204	211	216	272	269
その他共市税合計	379	593	675	694	662	889	865

同上百分比(%)

地租附加税	3.4	4.4	5.8	5.8	6.0	6.0	6.0
所得税附加税	20.3	9.6	7.1	8.6	10.1	11.1	11.0
営業(収益)税附加税・特別税	27.4	34.6	33.3	33.6	29.3	33.7	34.6
特別税雑種税	11.6	12.3	15.6	15.6	16.5	13.7	13.8
特別税家屋税	26.4	30.7	30.2	30.4	32.6	30.6	31.1
その他共市税合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1万円未満は四捨五入

資料:『神戸市統計書』

表 176 雑種税・家屋税の市民1人当たり

項目	年度						
	大正8	9	10	11	12	13	14
雑種税	70	120	164	161	158	167	186
家屋税	159	298	319	315	313	373	420
小計	229	418	483	476	461	540	606
市税合計	602	972	1,055	1,036	959	1,218	1,352

資料:『神戸市統計書』

次に上ったのは營業（収益）税附加税であるが、營業税から營業収益税にかわった昭和二年度以降、本税（国税）はいちじるしく下ったから附加率が上昇しても相殺されたのである。所得税附加税はすでに大正十年度以降大きく下っている。

これに対して大衆課税的性格のより強い特別税家屋税（家主に課されるものであるが、家賃に転嫁されるものである）は、大正八年度に比して昭和二年度は一・六倍であるが、表175をみると、同じく大衆課税的性格の強い特別税雑種税とともに税収入の中で年々その比重を高めていることに注意しなければならない。雑種税と家屋税の比重は大正八年度にはそれぞれ一・六%、二・六・四%（計三八%）であったものが、昭和四年度にはそれぞれ二〇・七%、四〇・三%（計六一%）にもなり、税収入の過半を占めるにいたっているのである。表176により市民一人当たりの税額をみると、市税全体では大正八年度の六円二銭から昭和四年の一・二円五八銭へと二・一倍であるのに対し、雑種税と家屋税の合計は二円二九銭から七円六八銭へと三・四倍も増加しているのである。これらからみて市税増収を担ったものは大衆課税の増徴によってであったということもできよう。

増税をめぐる 長びく不況下にあつて増税は当然のことながら政治的対立をひきおこした。

政治的対立

大正九年、鹿島房次郎の後任市長候補者選考にあたって、五つの選考基準がつけられたが、

その一つに財政的手腕があることがあげられていた。その基準を満たすものとして候補にあげられ同年十月に市長に就任した桜井鉄太郎は、大正十一年度の予算編成に当たつて營業税附加税、特別税家屋税、所得税附加税を合計約九八万円増税する予算原案を提示した。これに対し十一年一月の査定参事会は不況の折から

増税を否決し、剰余金をもって歳入不足に充ててゐることを決めた。これは調整のつかないまま市会に持ち込まれ、市長は「市政ノ進歩ト共ニ取扱ヒマス事務ハ年々歳々増加シ(略)必要ナル経費ハ何ウシテモ之ヲ要求シナイ訳ニハ行カナイ。(略)当局トシテハ(略)将来市ノ財政ノ基礎ヲ確實ニ致シタイ」(『神戸市会史』第二巻 大正編 以下同じ)と説明した。

これに対し参事会員の中亥歳男議員は「一一年度ハ全く不景氣ノドン底ト私ハ信ズルノデアリマス。而シテ物価ハ極度ニ騰貴シテ、一般市民ノ生活ヲ脅カシツツアリマス。此ノ場ニ於テ市税ヲ増スト云フコトハ、之ハ余程ノ理由ガナケレバナラスト思フノデアリマス。(略)今日ノ神戸市ノ財政ハ、左様ニ窮迫シテ居ラスト我々ハ認メテ居リマス。故ニ増税ヲ全廃シ、之ニ伴フ不足金ハ歳出ノ二四万円ヲ削減シ、残額ノ七九万円ハ前年度ノ繰越金ヲ以テ埋メ合セタノデアル」と反対論を示した。それに対し土岐益之進助役は、他の大都市に比べ神戸市の税率は低いと述べたあと「繰越金ニ於キマシテハ、大正九年、一〇年度ニ於テ一九〇万円程アリマセウケレドモ、大正一一年度中ニ支出ヲ要スル追加額ガ二〇〇万円余リ(略)夫レ丈ノ見込デアリマス。其他築港ノ収入モ意ノ如ク今日ハナラナイノデアリマス。剰余金ガアレバソドウニカ造リ繰リガ出来テ行キマスノデアリマスカラ、此ノ剰余金ヲ使ヒ果ス訳ニハ行カンダラウト思ヒマス。(略)若シ繰越金ヲ全部使フトセバ一二年度ニ於キマシテハ必ずヤ二百四、五十万円ノ増税ニ依ル所ノ増収ヲ図ラネバナルマイカト思ヒマス」と反論した。

これに対してはさらに岡崎忠雄議員が「理事者ハ剰余金ヲ匿サウ匿サウトセラレル様ニ思フ。追加予算ノ頻発ハ、剰余金ガ沢山アルガ為デナイカ。(略)剰余金ガ一三〇万円モ見ルコトヲ知ツテ追加予算ヲ頻々ト提

出サレルコトハ財政ノ基礎ヲ察スルモノデハアルマイカ」と批判した。

こうした議論のあげく、市会は調査委員会にこれを附託したが、調査委員会は増税案を否決してしまった。ここにおいて桜井市長は辞表を呈出し、市会側が市長不信任ではないと説明したが辞職してしまった。この間の事情を『神戸市長物語』（大正十四年刊）は

神戸市が桜井氏の出廬を煩はしたのは一に是れ財政の切盛りを円滑ならしめんとするにあつた。桜井氏と雖も恐らくそれは覚悟の上であつたらう。然るに大正九年三月の財界における大旋風（反動恐慌勃発——引用者）は極度の不況を招来し、銀行会社の破綻続出し、歳入激減して剰余金等皆無となつた。況んや借替を要する市公債数千万円に達し、財界の前途暗澹たるものあるを想ふ時、斯界の事情に精通せる人だけに（桜井は大蔵省関税局長、大蔵次官心得、台湾銀行頭取を歴任していた——引用者）、一層悲観したものらしい。（略）彼の大增税案を提出し、遮二無二市会と雌雄を決せんとしたる如き、偶々これに依つて高踏勇退の口実を求めんとしたに過ぎないと解するのが当らずと雖も遠からざる観察であらう。

とがった見方をしている。

このように第一次大戦後の長期不況下の財政難＝歳入不足問題は、増税問題を生み出し、増税非増税の対立はついに市長辞任にまで発展した。

都市の事業の　しかし増税は単に歳入不足ということだけから起こつた問題ではなかつた。『神戸又新日

拡大と増税　報』は次のように報じている

須磨線（市電第三期線第一号線——引用者）起債問題に対し、主務省は本市の營業稅附加稅が今猶期限内にあ

るので真の諒解をなさざるものと見えて、又もや市の財政状態に就いて諮問をして来た。(略)(他の大都市に比して——引用者)神戸市の負担が軽い。従って起債問題が常に政府で行詰まるのも無理からぬ処である。(大正十二年七月二十九日)

市の大事業として、小学校々舎第二期拡張事業と、都市計画事業に属する須磨延長線を除く市電第三期線布設に伴ふ道路の拡張事業が目前に横はつてゐる。此れ等の二事業の財源は言う迄もなく市公債の発行に俟たねばならぬのである。然しながら、当市の營業稅附加稅が制限内にあるので、政府は容易に起債事業に認可を与へないことは屢報の如くである。其処で窮迫せる財政の不足を補填する策と、起債政策の実行を容易ならしめる為に、營業稅附加稅の増稅を断行せんとするのが明年度予算に対する市当局の考えであるらしいが、然し營業稅附加稅を増稅することは余程周囲の情勢と市民の生活振りとを慎重に考慮してかゝらねばならぬのである。従つて市当局も今日から迂濶な口は利けないのであるが、当然ならば所得稅附加稅を増徵するのが適當ではあるが、營業稅附加稅が制限内にあるが為に、此れ又政府が許さない処であるから、依然營業稅附加稅の増率より外に途がない。(略)(しかし、營業稅附加稅の増率率は増し氣味であるから——引用者)市当局では増稅は營業稅附加稅で仕度くはないが、止むを得ない場合は該稅に拠るより外に途がないと半泣いてゐる。(大正十二年八月二十七日)

この報道からわかるように、第一次大戦後の長期不況下で、政府は財政緊縮政策をとり市債發行をなかなか許可せず、許可する場合は自治体の課稅限度額ぎりぎりまで増稅することを条件としていた。そのため市は増稅したくなくとも事業展開のため公債發行が必要ならば増稅せざるを得なかつたのである。さらに前述

したように、それまで認めなかった独立会計からの資金流用を暗に奨励したりするようになった。内務省・大蔵省など中央省庁は自治体の自治権をなるべく拡大させない方向で問題を「解決」しようとした。

しかし自治体にとってこれでは本当の解決にならない。そこで第一次大戦後は自治体による義務教育費国庫負担増額要求や税の地方移譲要求などの対政府要求運動が起こってきたのである。六大都市においては県の許認可権の廃止や税制の自主的弾力的運用などを求める特別市制獲得運動が展開されていくことになった(次節)。しかし運動は展開されてもなかなか実現しなかった。そこで公債償還・増税・特別会計からの繰入れ等、神戸市にとって頭の痛い問題はむしろ拡大する状況にあった。

昭和初年の増 不況が深刻化していくなかでの増税に対して増税反対運動は時代が下るにしたがって広まり強まっていた。昭和二年の金融恐慌を経た翌三年度の予算編成期になると増税反対の運動は以前にも増して高まった。

(昭和三年三月——引用者) 十九日午後一時から開会の神戸市予算調査委員会に対して、雇仲居税増税反対の雇仲居総出の陳情を始め、菓子組合、平野方面の家屋税増税反対の陳情など続々と押し寄せ、市会の廊下は陳情者のむれで黒山のやうである。(略) 午後二時四十分休憩となる。まず洗張業者の増税反対の陳情から始まり、有馬道の連合会、湊区方面の衛生組合の家屋税反対陳情、菓子営業組合、眼鏡業組合の各代表者からこもく、増税反対の陳情『又新』昭和三年三月二十日)

こうした事態をうけて神戸商工会議所は、三〇余通の陳情書を受理して三月二十日緊急役員会を開きあくまで増税反対を決議し、市長を訪問して「反省を促す」一方、各市議を糾合して増税案通過を阻止しよう

とした。

この増税問題は、黒瀬弘志市長の進退問題にまで発展しかねない様相を呈したが、予算委員会は一九〇万円増税案を二四万円にまで縮小決定してしまった。このことは増税反対気運がいかに強かったかを示していた。そして翌四年度予算編成期にも、女給税新設反対運動、西灘に結成された自転車税撤廃期成同盟会の運動、神戸借地人会などによる家屋税増税反対運動等々、前年にも増して増税反対運動が展開された。

しかしこの頃になると無産政党などによる従来とはちがった批判や運動が展開し始めた。日本労働党神戸支部は「歳入に於ては有産者税の増税及び創設を為し、斯くして財源を求めると共に、無産者税を低減若くは廃止すべく、歳出に於ては社会事業を積極的に行ひ、都市として文化的施設を完全にし」(『又新』昭和三年四月三日)との態度を表明し、十月には一般市民を対象とした市政学校を発足させることになった。こうして従来ややもすれば業界または業者運動的性格が強かった増税反対運動に一般市民とくに無産大衆運動という性格がつけ加わることになった。そして無産政党は昭和四年の第一回普選市議選で五名の当選者を市会に送り込んだ。こうして神戸市会は無産階級政党という新たな党派をかかえることになったのである。

これらの状況の中で市財政は根本的見直し立直しを図らざるをえなくなった。昭和三年五月の市会で臨時財務調査会の結成が決定され、同調査会は行政整理、市公債整理、教育制度改善、「特別経済」と「市経済」の関係、県費負担の改正、財源捻出、市営事業、市の繁栄策、市と政府との関係等に関する調査を開始した。これにもとづき市当局はのちの昭和五年十二月、抜本的な財政改革案を調査会に提出することになったのである。